

令和4年度五木村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本村の各課・局が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達方針の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図るものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに保健福祉課福祉係から各課・局に対して情報提供を行うものとし、各課・局は可能な限り、障がい者就労施設等からの物品等の発注に努めることとする。

6 調達の目標

令和4年度においては、前年度実績額を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをした時は、本村ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、本村ホームページにより公表する。

附 則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。